

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【11】」

2. 日時：令和3年3月10日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室（TV会議システムを利用）

—\*

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名※

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○設置許可基準規則第5条（津波）及び第6条（竜巻）への適合性に関し、事業所外運搬規則に規定される0.3m落下時にキャスクに生じる衝撃加速度に対して小さいとの既往の落下試験の知見を引用して示すとの説明方針について、キャスクの設置方法や構造・条件等の相違を踏まえて、基準適合性の説明として適切であるかどうか再検討して説明すること。

○貯蔵用緩衝体の設計成立性見通しについて、設置方法②（よこ置き（基礎等固定しない））の説明のみならず、設置方法⑤（たて置き・よこ置き（基礎等固定する））についても説明すること。

○設置方法②による設置許可基準規則第3条（地盤）への適合性について、今回の型式証明の申請範囲とするか、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請時に別途確

認を要する事項とするか、あらためて検討すること。なお、今回の型式証明の申請範囲とするのであれば、設置方法②による設計方針の妥当性を説明すること。

(3) 日立GEから、了解した旨回答があった。

## 6. その他

- 提出資料：資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(審査会合コメント回答、設置許可基準規則への適合性)
- 資料1-2 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 資料1-3 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の臨界防止機能について)
- 資料1-4 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の遮蔽機能について)
- 資料1-5 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の除熱機能について)
- 資料1-6 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の閉じ込め機能について)
- 資料2-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置許可基準規則への適合性(第五条、第六条))
- 資料2-2 5条 津波による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の津波による損傷の防止について)
- 資料2-3 6条 外部からの衝撃による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の竜巻による損傷の防止について)

以上